

# 熊本地域地下水総合保全管理計画・第3期行動計画

## I はじめに

阿蘇外輪山西麓から熊本平野及びその周辺台地に広がる熊本地域 11 市町村は、一つの大きな地下水盆を共有し、生活用水のほぼ 100%を地下水に依存している。

しかし、その豊富な地下水に水量・水質両面の課題が顕在化していることから、平成 20 年度(2008 年度)に熊本県と熊本地域 11 市町村は地下水保全対策を総合的、計画的に推進するため、熊本地域地下水総合保全管理計画（計画期間：平成 21 年度(2009 年度)～36 年度(2024 年度)）（以下「管理計画」という。）を共同で策定した。

この管理計画を着実に実行するため、平成 21 年(2009 年)2 月に第 1 期行動計画（計画期間：平成 21 年度(2009 年度)～25 年度(2013 年度)）、平成 26 年(2014 年)3 月に第 2 期行動計画（計画期間：平成 26 年度(2014 年度)～30 年度(2018 年度)）を策定した。

第 1 期行動計画では、地下水かん養対策、節水対策、水質保全対策の 3 つの取組みについて実行可能なものから着実に取り組むとともに、それらの行動の基盤となる県民、事業者等への地下水保全意識の普及・啓発にも取り組んだ。

また、地下水保全を持続的に進めるための制度的基盤と組織的基盤を強化するため、平成 24 年(2012 年)3 月に熊本県地下水保全条例（以下「地下水保全条例」という。）の改正を行うとともに、行政・企業・団体・住民等の協働による地下水保全推進母体として、平成 24 年(2012 年)4 月に公益財団法人くまもと地下水財団（以下「地下水財団」という。）を設立した。

第 2 期行動計画では、第 1 期行動計画の推進結果を踏まえ、効果と実現性の高い施策・事業への選択・集中や、取組みの活動目標を設定するなど、水量及び水質の保全対策に取り組むとともに、農業の持続的な発展を通して地下水と土を未来に引き継ぐため、熊本県地下水と土を育む農業推進条例（以下「地下水と土を育む農業推進条例」という。）を平成 27 年(2015 年)4 月に全国で初めて施行し、この条例に基づく「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」を策定するなど、農業による地下水の量と質の保全対策を推し進めた。

このような中、平成 28 年(2016 年)4 月に熊本地震（以下「平成 28 年(2016 年)熊本地震」という。）が発生し地下水かん養量が大幅に減少するなど水量保全対策に影響が生じた。

この地震の経験やこれまでの取組みの成果と課題を踏まえ、管理計画で定めた目標を見据えた取組みを着実に推進するため、平成 31 年度(2019 年度)から平成 36 年度(2024 年度)までの 6 年間を対象とする第 3 期行動計画を策定する。

地下水盆を共有する熊本地域 11 市町村

